

審査基準整理票

処 分 名	原状回復せずに市場施設を返還することの承認		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第62条ただし書	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	21 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>審査基準は、次のいずれかに該当することを基準とする。</p> <p>(1) 現使用者が原状回復しないで返還しようとする市場施設をその状態で継続して使用しようとする者が内定し、かつ次に掲げる事項を満たしている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア その状態で継続して使用しようとする者が返還する際には原状回復をすること。 イ 設備等を別に備え付けている場合には現使用者から譲り受けることとしていること。 ウ その他市長が必要と認める事項を満たしていること。 <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市場施設を原状に回復しなくても以後の使用に支障がないと認められる場合</p> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>(返還)</p> <p>第62条 市場施設使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。